

関係各位

ブルネイにおける TPP11 協定(CPTPP)の発効日等について

2023 年 7 月 12 日より、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11 協定」という。）が未発効となっていたブルネイについて効力を生ずることとなりましたので、お知らせします。

同日より、ブルネイを原産地とする TPP11 協定上の原産品について、同協定に基づく特惠税率（以下「EPA 税率」という。）（※）を適用することが可能となります。

（※）国別譲許品目を除いて、TPP11 協定が既に発効している締約国に適用される税率と同じ税率。

【留意事項】

- ① TPP11 協定においては、EPA 税率適用要求手続として、自己申告制度のみが採用されています。自己申告制度とは、貨物の輸入者、輸出者又は生産者が、自らが有する情報に基づき、当該貨物が原産品である旨を申告する書面（以下「原産品申告書」という。）を作成し、輸入者が輸入国税関にその原産品申告書を提出することにより EPA 税率の適用を要求する制度です。自己申告制度の手続については、「自己申告制度」利用の手引き～CPTPP～」（https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf）をご覧ください。
- ② TPP11 協定の規定を満たす産品については、
 - ・ ブルネイについて TPP11 協定が効力を生ずる日に日本に輸送中の貨物、又は、
 - ・ 既に日本に到着し保税地域に蔵置されている貨物を、ブルネイについて TPP11 協定が効力を生ずる日後に輸入申告する場合、必要な EPA 税率適用要求手続が行われることを条件として、EPA 税率の適用が可能となります。
- ③ ブルネイにおける第 3 章附属書 3-A の適用について
TPP11 協定の締約国は、この協定が自国について効力を生ずる時に他の締約国に通報していた場合に限り、自国の領域から輸出される産品に係る原産地証明書について、次のいずれかであることを要求できることとされています。
 - (a) 権限のある当局が発給するものであること
 - (b) 認定された輸出者が作成するものであること

ブルネイについては、上記のうち、(a)が適用されることとなりました。

これにより、ブルネイから輸出される貨物について TPP11 協定の特惠税率の適用を受けようとする場合には、我が国への輸入申告の際、ブルネイの権限ある当局が発給する

原産地証明書、又は輸入者が作成する原産品申告書のいずれかを税関に提出いただくこととなります。

ブルネイの権限ある当局が発給する原産地証明書を用いて TPP11 協定の特恵税率を適用するために輸入申告をする場合は、NACCS 入力項目の「原産地証明書識別」の「原産地証明者等区分」にて区分 E(輸出者による原産品申告書)を選択してください。

なお、ブルネイの権限ある当局が発給する原産地証明書を提出いただく場合でも、同附属書及び国内法令に基づき、輸出者、生産者または輸入者による自己申告の際と同様に原産品であることを明らかにする書類(原産品申告明細書及び関係書類)の提出も必要となりますので、ご注意ください。

- ④ ブルネイを原産地とする TPP11 協定の税率適用に係る NACCS への原産地証明識別コードの原産地(申告)種別コード(1桁目及び2桁目)は、今後、NACCS 掲示板をご参照ください。

問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527

業務部通関総括第1部門(通関手続)

Tel: 03-3599-6337